農業共済制度の概要

令和8年10月現在

制度の目的

農業保険法（昭和22年制定）に基づき、農業者の経営安定を図るため、自然災害等による収穫量の減少等の損失を補填する

制度の仕組み

被災した農業者の損失を保険の仕組みにより補填しており、農業者があらかじめ掛金を出し合って共同準備財産を造成し、被害が発生した場合にはその共同準備財産から共済金を支払う

共済事業

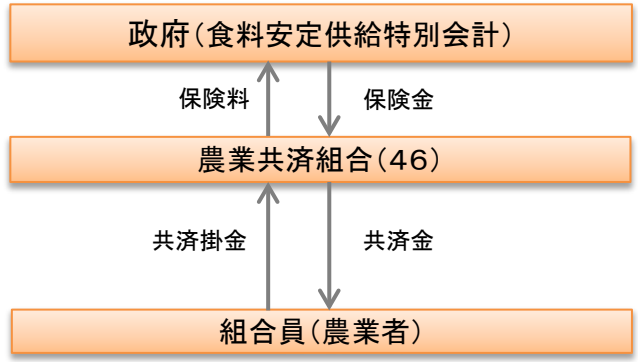
共済事業	対象品目等	農業保険の加入率（7年産(度)）
農作物共済	水稲、陸稲、麦	水　稲：80% 麦：95%
家畜共済	牛、馬、豚	乳用牛：88% 肉用牛：88%
果樹共済	うんしゅうみかん、なつみかん、いよかん、指定かんきつ、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ、パインアップル	収　穫：28%
畑作物共済	ばれいしょ、大豆、小豆、いんげん、てん菜、さとうきび、茶、そば、スイートコーン、たまねぎ、かぼちゃ、ホップ、蚕繭	68%
園芸施設共済	園芸施設（附帯施設、施設内農作物を含む）	80%

注1　家畜共済には、死亡廃用共済（家畜の資産価値を補填）と疾病傷害共済（家畜の診療費を補填）がある。
　2　果樹共済には、収穫共済（果実の収穫量の減少等を補填）と樹体共済（樹体の損傷等を補填）がある。
　3　指定かんきつとは、はっさく、ぽんかん、ネーブルオレンジ、ぶんたん、たんかん、さんぼうかん、清見、　日向夏、セミノール、不知火、河内晩柑、ゆず、はるみ、レモン、せとか、愛媛果試第28号及び甘平をいう。
　4　以上のほか、任意共済を実施（建物、農機具、保管中農産物が対象。ただし、掛金の国庫負担はなし）
　5　加入率は、作物は面積ベース、家畜・園芸施設は戸数ベースで算出。

対象事故

【農作物共済、果樹共済、畑作物共済、園芸施設共済】
風水害、干害、冷害、雪害、その他気象上の原因（地震、噴火を含む。）による災害、火災、病虫害、鳥獣害　等
【家畜共済】
家畜の死亡、廃用、疾病、傷害

事業運営体制



注　茨城県においては、１農業共済組合連合会、３農業共済組合で運営。

国の補助

- 農業者が支払う共済掛金の一定割合（原則50%）を国が負担
  農業共済団体の事務に係る費用の一部を国が負担

共済金支払状況

